

- 放送日 10月8日(火)、10月15日(火)
- テーマ 里親月間について
- 出演者 諏訪児童相談所 児童福祉司 片倉 宜子
- 聞き手とのやりとり(概要)

Q1 10月は里親月間とのことで里親の登録促進に向けた取り組みが行われるとお聞きしています。

A1 はい。里親の日である10月4日に県下5か所一斉に街頭での広報啓発活動を行いました。諏訪児童相談所管内では上諏訪駅前では里親制度のポケットティッシュ配りをしました。

Q2 里親とはどのような制度なのでしょう？

A2 自分で産んでいない赤ちゃん・子どもを、家庭に迎え入れ、愛情をもって育てているのが里親です。さまざまな事情で育てられなくなった産みの親に代わって、「家庭」という場を提供して子どもの成長をサポートする役割を担っています。対象は、年齢0歳～18歳までの子どもです。里親制度は、健やかな育ちの場＝「家庭」を必要とする子どものための制度といえると思います。

Q3 里親とは養子縁組のことですか？

A3 里親には養子縁組を前提とする「養子縁組里親」もありますが、家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭に迎え入れる「養育里親」など種類があります。

Q3 赤ちゃん・子どもは、こういった経緯で里親に迎えられるのでしょうか？

A3 親の病気や、予期しない妊娠などのため家庭で育てられなくなった赤ちゃんや子ども、虐待を受けているなどの理由で親子を分離する必要がある場合など理由は様々です。養育する期間も、その子ひとり一人の事情により、数日間の短期から数年に及ぶ長期間の養育をお願いするケースもあります。児童相談所では里親さんの受け入れ態勢と子どもの希望や願いなどを考慮して、事前に交流して頂きます。これをマッチングと呼んでいます。マッチングの結果、自分には無理だなと思えば、お断り頂くこともできます。

Q 5 養育中の経済的な援助はありますか？

A 5 一般的な生活費などが支給されます。詳細についてはお問い合わせください。

また、長野県里親会連合会では、里親賠償責任保険に加入しており、養育中の事故等で賠償責任が生じた場合の保障等を行っています。

Q 6 里親として子どもを育てるになるために必要な資格はありますか。

A 6 熱意があり、愛情をもって子育てしていただける方であれば特別な資格は必要ありませんが、里親として長野県に登録していただく必要があります。登録に当たっては研修や面接等を通じて養育に必要な知識等を身に付けていただくこととなります。

現在、諏訪児童相談所管内、諏訪地域から上伊那地域の里親の登録数は16家庭で、まだまだ十分とは言えません。

地域の皆様には、親と暮らすことのできない子ども達の養育について関心を持っていただき、できれば里親として子育てをお手伝いいただきたいと思っております。

Q 7 この放送を聴いて里親をやってみようかなと思った方はどうすればいいですか？

A 7 諏訪児童相談所で制度について詳しい説明をさせていただきますので 電話番号 0266-52-0056（※繰り返す）まで御連絡ください。10月19日土曜日午前10時半から午後3時まで飯田市のかざこし子どもの森公園 なかまの館 どんぐり会議室で、また、11月24日日曜日午前10時から午後3時まで松本市市民活動サポートセンターで、それぞれ里親推進の説明会が開催されます。当日は里親制度の説明や里親さんの体験談などを予定しております。無料で、当日参加も可能ですので気軽に足を運んでいただければありがたいです。「長野県」のホームページで「里親支援事業」と検索して頂くと制度や登録の流れについてご案内しておりますので、参考にさせていただけたらと思います。

家庭でのサポートを必要とする子どもたちのため、地域の皆様のご協力をお願いいたします。